

【資料1】

# 最近の鳥インフルエンザを めぐる情勢について

令和元年12月  
消費・安全局動物衛生課

# 家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、2010年に宮崎県で発生したが、2011年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- CSFは、2018年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、50例の発生を確認（12月4日現在）。
- 高病原性鳥インフルエンザは、直近では、2018年1月に香川県で発生したが、2018年4月15日付けでOIEの定める高病原性鳥インフルエンザの清浄国に復帰。
- 牛の結核病やブルセラ病は近年発生が見られない一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、2001年9月以降、36例の発生が確認されたが、2013年5月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。

## 【主要な家畜伝染病の発生状況<sup>注1</sup>の推移】

（単位：戸数） 注2

年（西暦）	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
口蹄疫	0	0	0	0	292	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病(牛)	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
結核病(牛)	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	606	441	278	313	235	331	211	293	326	327	315	374	321
牛海綿状脳症(BSE)	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー(羊)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
CSF	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
高病原性鳥インフルエンザ	0	4	0	0	1	23	0	0	4	2	7	5	1
低病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0

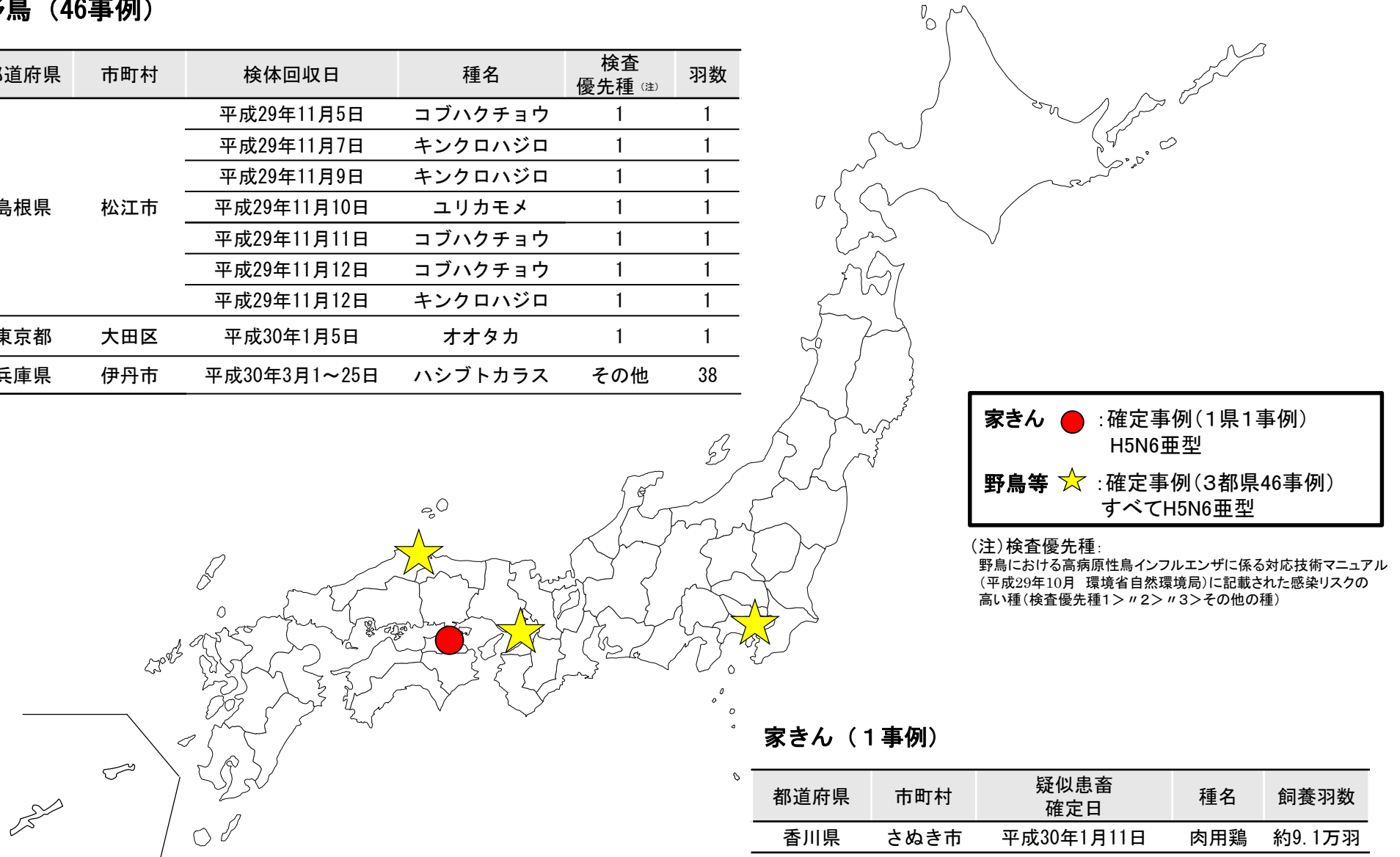
注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫、CSF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む）。

注2：データは2018年12月までの集計結果。

# 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(平成29年11月以降)

## 野鳥 (46事例)

都道府県	市町村	検体回収日	種名	検査優先種 <sup>(注)</sup>	羽数
島根県	松江市	平成29年11月5日	コブハクチョウ	1	1
		平成29年11月7日	キンクロハジロ	1	1
		平成29年11月9日	キンクロハジロ	1	1
		平成29年11月10日	ユリカモメ	1	1
		平成29年11月11日	コブハクチョウ	1	1
		平成29年11月12日	コブハクチョウ	1	1
		平成29年11月12日	キンクロハジロ	1	1
東京都	大田区	平成30年1月5日	オオタカ	1	1
兵庫県	伊丹市	平成30年3月1~25日	ハシブトカラス	その他	38



**家きん** ● : 確定事例(1県1事例)  
H5N6亜型

**野鳥等** ★ : 確定事例(3都県46事例)  
すべてH5N6亜型

(注)検査優先種:  
野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル  
(平成29年10月 環境省自然環境局)に記載された感染リスクの  
高い種(検査優先種1> 2> 3>その他の種)

## 家きん (1事例)

都道府県	市町村	疑似患者 確定日	種名	飼養羽数
香川県	さぬき市	平成30年1月11日	肉用鶏	約9.1万羽

# 今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザの検査結果

(令和元年12月13日時点)

## 野鳥の糞便

愛媛県(1事例)、島根県(1事例)、栃木県(1事例)、奈良県(1事例)

都道府県	市町村	検体回収日	種名	病原性	亜型
愛媛県	西条市	令和元年11月19日	カモ類	LPAI	H7N7
島根県	安来市	令和元年11月22日	ハクチョウ類	LPAI	H5N2
栃木県	太田原市	令和元年11月25日	カルガモ、オナガカモ	LPAI	H5N3
奈良県	大和郡山市	令和元年11月28日	カモ類	LPAI	H5N3

野鳥等 ★ : 確定事例(4県4事例)

# 過去の鳥インフルエンザ発生事例まとめ

## <平成15年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1~3月 山口県(1農場 約3万羽)  
大分県(1農場 14羽)  
京都府(2農場 約24万羽)

- ・我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生
- ・家畜伝染病予防法の改正と特定家畜伝染病防疫指針の策定

- ・「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ
- ・家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
- ・緊急ワクチンの備蓄

## <平成18年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1~2月 宮崎県(2農場 約7万羽)  
岡山県(1農場 約1万羽)  
宮崎県(1農場 約9万羽)

※平成19年3月1日までに、全ての移動制限解除

- ・平成20年2月防疫指針変更(食鳥処理場等の例外措置等)
- ・養鶏農場への立入検査、衛生管理テキストの作成・普及
- ・モニタリングの強化及び早期発見・早期通報の徹底の通知

## <平成22年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

11~3月 全9県(24農場 約183万羽)  
※発生状況、対応の詳細については次頁参照

## <平成17年度の発生> H5N2亜型(低病原性)

6~1月 茨城県・埼玉県(41農場 約578万羽)

- ・平成18年4月までに殺処分を終了
- ・低病原性であることを踏まえ、一定の条件を満たす農場に監視プログラムを適用
- ・平成18年12月、防疫指針に、低病原性の発生時の防疫措置を追加

## <平成20年度の発生> H7N6亜型(低病原性)

2~3月 愛知県(7農場(うずら) 約160万羽)

- ※平成21年5月11日までに、全ての移動制限解除
- ・全国全てのうずら農場等で立入検査を行い、陰性を確認
- ・家畜防疫互助基金対象家畜に平成21年度からうずらを追加

## <平成26年度の発生> H5N8亜型(高病原性)

4月 熊本県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約5万羽も同様の措置)  
12~1月 宮崎県(2農場 約5万羽)  
山口県(1農場 約3万羽)  
岡山県(1農場 約20万羽)  
佐賀県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約3万羽も同様の措置)

- ※平成27年2月14日までに、すべての移動制限解除
- ・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

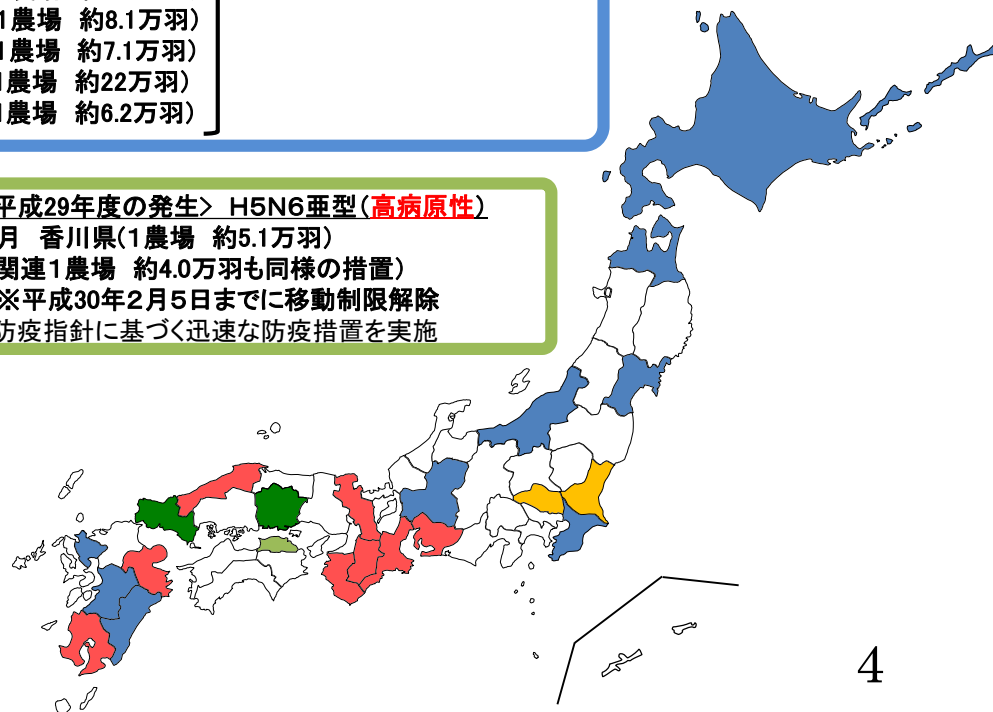
## <平成28年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

11~3月 青森県(2農場 約2.3万羽)  
新潟県(2農場 約55万羽)  
北海道(1農場 約28万羽)  
宮崎県(2農場 約28万羽)  
熊本県(1農場 約9.2万羽)  
岐阜県(1農場 約8.1万羽)  
佐賀県(1農場 約7.1万羽)  
宮城県(1農場 約22万羽)  
千葉県(1農場 約6.2万羽)

平成29年4月18日までに、  
すべての移動制限解除

## <平成29年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

1月 香川県(1農場 約5.1万羽)  
(関連1農場 約4.0万羽も同様の措置)  
※平成30年2月5日までに移動制限解除  
・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施



# 鳥インフルエンザ発生までのメカニズム

高病原性鳥インフルエンザは、平時には我が国には存在しない疾病であり、主として渡り鳥を介して海外からウイルスが持ち込まれ、小型の野生動物等に媒介され、ウイルスが家きん舎に侵入し、発生すると考えられている。

## 海外からの侵入要因

◎ 渡り鳥を介した侵入 → 感染野鳥が我が国に飛来してくることによる侵入リスク

渡り鳥が北方から我が国に飛来してくる冬期（10月～翌5月頃）にリスクが高い！

△ 人・物を介した侵入 → 畜産物や生きた家きんの輸入、旅行客・海外研修生などの我が国への入国によりウイルスが侵入するリスク

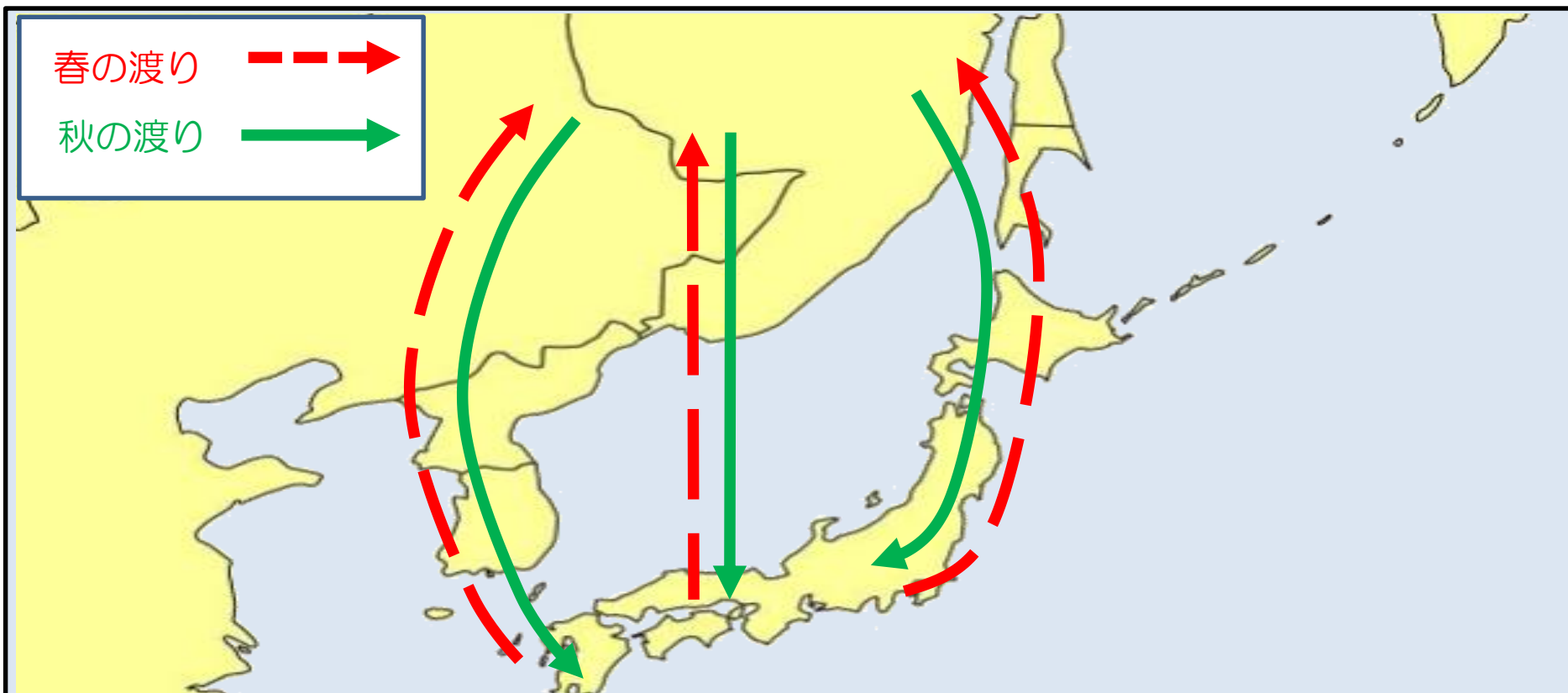
## 家きん舎への侵入要因

- ☆ 野鳥を介した侵入 → 海外から飛来した渡り鳥や国内で感染した野鳥
- ☆ 小動物を介した侵入 → 感染した野鳥の糞等によりウイルスに汚染された小動物（テン・イタチ・ネコ等）
- ☆ 人を介した侵入 → 飼養管理者等がウイルスに汚染された靴底・衣服・手指等のまま家きん舎に入る
- ☆ 物を介した侵入 → 汚染された物品等が家きん舎内に持ち込まれる

# 鳥インフルエンザウイルスの我が国への侵入ルート

## 海外からの侵入要因

◎ 渡り鳥を介した侵入 ～ 我が国周辺の主な渡り鳥の飛行ルート



- 冬鳥の繁殖地は、アラスカからロシア極東、東シベリア、モンゴル東部、中国東北部が主。
- 日本への渡りルートは、次のとおり大別される。
  - ①カムチャツカ半島から北海道
  - ②ロシア極東からサハリン・北海道
  - ③ロシア極東・中国東北部から日本海上をかって本州
  - ④中国東北部から朝鮮半島をかって西南日本

# 鳥インフルエンザウイルスの家きん舎への侵入要因

